

令和4年度 第2回丸亀市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和5年2月2日(木) 午後2時00分開会～午後2時40分閉会

2 場 所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 15名

森崎 博子	大西 裕子	大西 栄子	竹一 律子
篠原 友美	宮武 亮	石川 正志	宮井 陽一郎
木村 洋一	和田 節代	吉本 博之	奥澤 日登美
片岡 厚子	山岡 陽一	西庄 かほる	

欠席委員 2名

福濱 登美子 出口 豊晃

説明のため出席した者

税務課	課長	井上 孝敏
健康課	課長	合田 三枝
	担当長	安藤 和代

傍聴人 なし

事務局職員出席者

健康福祉部	部長	奥村 登士美
保険課	課長	岸本 圭一
	副課長	塊場 具視
	主査	小野 佳代子
	副主任	福野 江美

議事

3 次第

〔1〕開会

定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第2回丸亀市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策等で大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の会議は、お手元に配布しております会議次第により、会議を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最初に資料の確認をさせていただきます。

本日は、次第及び委員名簿を机の上に配布させていただいており、資料につきましては、事前に送付させていただいております。資料をお持ちでない方は、挙手いただければ、事務局よりお持ちいたします。

まず、本日の「次第」、「委員名簿」、事前にお配りしております、右上に「資料1」と記載があるA3の資料で、左側が議事（1）「令和4年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算の見通し」、右側が議事（2）「令和5年度丸亀市国民健康保険特別会計予算の見通し」とあるA3の資料、「資料1－2 県内市町国保における所得水準と医療費水準の相関図」、次に、「資料2」議事（3）「令和4年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計補正予算の見通し」「令和5年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計予算の見通し」、「資料3」議事（4）国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の改定について、「資料4」議事（5）出産育児一時金の支給額の改定について、「資料5」保険料水準の統一について、以上でございます。不足している資料はございませんか。

ここで一点おことわりがございます。

本来、市長が出席しご挨拶申し上げるところであります。所用により本日は欠席となっております。申し訳ございません。

〔2〕部長あいさつ

それでは、奥村健康福祉部長より、皆様にご挨拶を申し上げます。

<部長>

皆さんこんにちは。健康福祉部の奥村でございます。

丸亀市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、丸亀市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、平素より本市の保険福祉行政に多大なご理解とご協力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本市の国民健康保険でございますが、健全な国保事業を運営するため、保健事業の充実や医療費の適正化、保険税収納率の向上などに取り組んでおりますが、今年度の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、関係各所のご協力をいただきつつ、状況に合わせて対応することにより、実施することができております。

この5月8日には、新型コロナウイルス感染症の分類が見直されるとの報道がなされております。いろいろと見通しが不透明な中でありますが、被保険者の疾病予防、健康づくりの推進など、効果的かつ効率的な保険事業に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

まだまだ寒い日が続くとともに、コロナ対策等も行わなければならない状況ではございますが、健康には十分気を付けて、ご活躍いただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願いいたします。

<司会>

ありがとうございました。

[3] 会長あいさつ

続きまして、木村会長よりご挨拶を申し上げます。

<会長>

国保運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和4年度第2回目の国保運営協議会ということでございますが、前回は書面開催でありましたことから、運営協議会委員の改選後、初めての対面開催となりました。

引き続き、会長という大役をおおせつかることとなり、責任の重さを痛感しているところでございます。皆様方のご協力により、国保運営協議会の円滑な運営に少しでもお役に立てればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年末からの感染者の増加も現在落ち着きを見せてきておりますが、まだまだ医療のひっ迫が続いているとの情報もみられるところです。医療関係者におかれましては、当面の間、大変な状況が続くと思われませんが、最前線でご尽力いただいております医療関係者等の皆様に対し、深く敬意を表したいと思います。

先ほど部長のご挨拶にも少しありましたが、政府は新型コロナウイルス感染症の位置づけを本年5月8日に2類から5類へ引き下げることを対策本部で正式に決定いたしました。感染拡大から4年目、新型コロナ対策は大きな転換点を迎えることとなりますが、我々としなくても、引き続き感染症対策を徹底しながら、コロナ前の社会生活を取り戻してい

く状況になってきているのではないかと考えております。

さて、国民健康保険は国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療が受けられる、我が国の医療保険制度の中核を担っている制度であります。少子高齢化の進展と生産年齢人口の減少に歯止めがかからない中、国においてはすべての世代で安心できる全世代型社会保障制度の確立を目指し、様々な改革が進められております。当運営協議会としても、国保制度の動向に注視しながら、必要な意見を述べてまいりたいと思います。

本日の協議会は、この後、「丸亀市国民健康保険会計」及び「診療所会計」の令和5年度予算等についての報告が予定されております。

委員の皆様におかれましては、本市の国保事業の円滑な運営のため、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

<司会>

ありがとうございました。

さて、ここで報告でございます。

本日の委員のご出席は本協議会の委員定数 17 名の過半数を超えており、かつ委員の区分ごとに 1 名以上のご出席をいただいておりますので、丸亀市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 3 項の規定により、本協議会が成立していることを報告いたします。

それでは、議事に移りますが、国保運営協議会規則第 4 条第 1 項の規定により、「会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる」とされておりますので、これからの議事進行につきましては、木村会長にお願いいたします。

〔4〕会議録署名委員の指名

<会長>

それでは、規則に基づきまして、議長をさせていただきます。最初に、「本日の会議録署名委員」を指名いたします。会議録署名委員は、協議会規則第 7 条の規定により議長が指名することになっています。

本日は、大西栄子委員と石川委員のご両名にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(両委員承諾)

<会長>

それでは、次第「5」の議事にうつります。

- (1) 「令和 4 年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算の見通し」
- (2) 「令和 5 年度丸亀市国民健康保険特別会計予算の見通し」及び
- (3) 「令和 4 年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計補正予算の見通し」
「令和 5 年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計予算の見通し」

(4)「国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の改定について」

(5)「出産育児一時金の支給額の改定について」

これらは、相互に関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

<事務局>

それでは、資料に基づきまして、説明をさせていただきます。会議の時間等を考慮いたしまして、主な「変更点」や「要点」などを中心に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。お手元の資料1をお願いします。

まず、議事(1)「令和4年度国保会計補正予算の見通し」でございますが、太枠の黒線で囲んでいる部分について、3月議会で補正する予定としております。

歳入合計と歳出合計、それぞれの費目の決算見込み等に基づいて、精査並びに調整いたしました結果、それぞれ合計で6億6,000万円余を減額補正いたします。

主なもの、内訳といたしまして、歳出では、左から2つ目の表をご覧ください。2款「保険給付費」は、今年度の医療の給付状況の推移を見まして、1億1,600万円を増額します。同じく「保険給付費」の「傷病手当金」につきましては、会社等に雇用されている方で、コロナに感染などし、仕事を休んで、給料が支払われない場合に、国保から支給されるものでございますが、感染拡大に伴い、予算が不足いたしましたので、6月に150万円の増額補正をしております。今年度の申請者につきましては、現在85件で、支払額は304万円、先ほどの6月の補正と他の費目からの流用等も行いまして、現在支給をしております。

次に、歳出の3款「国保事業費納付金」は、医療費の水準や所得の水準などに応じて、各市町が香川県に納付しますが、合計で5億5,020万円ほど増額いたします。

これらの補正する歳出科目に対応して、それぞれに充当する歳入科目についても、増額または減額するほか、9款「繰越金」は、これは昨年度の剰余金になりますが、7億2,482万円を計上いたしております。

その結果、現時点では、令和4年度決算は赤字にはならない見込みで、来年度も税率の改正をすることなく運営できる状況でございます。

続きまして、議事(2)「令和5年度 丸亀市国民健康保険 特別会計予算の見通し」についてでございます。同じくお手元の資料1、右側の一番下、歳入歳出合計額をご覧ください。予算総額は117億400万円で、今年度と比べマイナス3億5,400万円、率にして前年度の97.1%でございます。

歳出の主なものとしたしましては、2款「保険給付費」のうち、先ほどご説明いたしました5段目の「傷病手当金」について、2年遡って申請ができますことから、来年度も300万円を措置いたします。

その2つ下、出産育児一時金は、後ほど議事の5で説明をさせていただきますが、4,500万円とし、720万円増額しております。

次に、3款「国保事業費納付金」28億1,323万円、これについては、昨年10月に法律が改正され、パート・アルバイトの人の社会保険の適用拡大に伴い、国保の被保険者数は減少しますが、一人当たりの医療費は毎年増加傾向で、コロナの受診控えの影響など、先行き不透明なこともあり、納付金が増えることも考えられますので、今後も国や県の動向を十分に注視してまいります。

5款「保健事業費」1億6,550万円は、特定健診、特定保健指導などの保健事業に要する経費です。「国保保健事業」につきましては、医療費通知やジェネリック医薬品普及促進、人間ドック助成の費用等でございます。

7款「諸支出金」8,964万円については、今年度本島診療所の整備事業が終了しましたので、前年度より2,194万円減額しております。

次に、歳入になりますが、1款「保険税」は、20億4,130万円で、口座振替の推進など、税務課と連携し、徴収率の確保に努めてまいります。

6款「県支出金」のうち、普通交付金83億2,214万円は、丸亀市の保険給付(医療給付)に充てるため、県から交付されるものになります。また、「特別交付金」の1億8,251万円は、特定健診の受診率など、保険者「丸亀市」の取り組みの成果に基づき、交付されるものです。

8款「繰入金」11億2,720万円は、国保財政の健全化及び低所得者に対する軽減分の公費負担、また人件費等についての一般会計からの繰入分となります。

以上が、令和5年度国民健康保険特別会計予算の主なものの説明となりますが、国保会計については、今後も厳しい状況が続くと思われまします。引き続き、国・県などからの補助財源をしっかりと確保しながら、医療費の適正化などにも取り組んで、安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。以上が議事(2)の説明となります。

次に、資料1-2をご覧ください。

こちらが県内市町の国保における所得水準と医療費水準の相関図になります。

縦軸に1人当たり平均所得、横軸は医療費水準で、県内各市町がどのような位置関係にあるかを表しています。黄色くマークしておりますところが丸亀市でありまして、左側の表の医療費指数、一番下の県平均、1.1397と同じで、県内で8番目の水準にあります。だいたい真ん中くらいにあります。全国平均が1.0ですので、香川県、本市ともに全国平均よりは高い状況であります。1人あたりの平均所得については、県平均よりほんの少し高い状況にあります。

以上が説明となります。よろしく申し上げます。

続きまして、資料2の「令和4年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計補正予算の見通し」及び「令和5年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計予算の見通し」について、ご説明いたします。

診療所は、広島診療所と本島診療所がありますが、資料につきましては、2つの診療

所を合計した内容となっております。

まず、4年度補正予算に関する見通しについて説明いたします。

右側「歳出」の太い線で囲まれた補正・流用の欄をご覧ください。

一番下の公債費、利子をご覧ください。8万4千円の増額となっております。これは、令和3年度に本島診療所整備事業財源として起債した債券に係る利子が、当初見込みより高かったことから、補正を行ったものであります。また、一般管理費の8節旅費を同額減額いたしております。こちらについては、診療所医師の県外研修が今年度も新型コロナウイルス感染症の影響でリモートになったり、中止となったためであります。

なお、本島診療所整備事業につきましては、今年度工事等の竣工後、移転作業等を実施し、令和4年8月22日より診療業務を開始しておりますことを報告させていただきます。

合計としましては、歳入歳出とも変更なく、当初予算どおり予算総額は1億8,500万円となっております。

続いて、診療所特別会計の令和5年度予算の見通しについて説明いたします。

令和5年度の予算総額は1億750万円で、歳入歳出とも右から3つ目の欄が令和5年度の当初予算案となっております。

まず、右側の歳出予算について説明をいたします。「総務費」は、前年度に比べて7,767万6千円減の7,287万4千円であります。「総務費」が大幅に減少した原因ですが、令和2年度より実施してきた、本島診療所整備事業が完了したことによるものです。

総務費のうち、一般管理費からご説明いたします。主な内容としましては、医師2名分の職員給与費、及び看護師と事務員の賃金で、本島診療所4名分、広島診療所4名分の賃金のほか、診療所の維持管理経費等であります。診療所の看護師や事務員は会計年度任用職員であり、内訳を申し上げますと、1報酬欄の1,690万4千円、3職員手当欄の2,579万円のうち、366万3千円、8旅費、254万7千円のうち、211万4千円が会計年度任用職員にかかる経費でございます。

次に、本島診療所整備事業費につきましては、先に説明したとおり、8月22日に移転が完了いたしましたことから、令和5年度におけるの予算は計上いたしておりません。

下に下がります、「公債費」は、各診療所の医師住宅、医療機器、本島診療所整備事業に係ります、長期償還元金・利子となっております。

最後に「予備費」は、各診療所50万円ずつの100万円としています。

次に、左側の「歳入」予算について説明いたします。右から3番目の「5年度当初予算(案)」の欄をご覧ください。

令和5年度の診療収入は、前年度とほぼ同額の2,855万6千円を見込んでおります。島の高齢化が進んでおることから国民健康保険収入が減りまして、後期高齢の方の収入が増えてきておるところであります。

次に、「繰入金」でございますが、国保特別会計からの繰入金で、前年より2,240万

円少ない 7,858 万 4 千円です。繰入金が減少した主な理由は、先に説明いたしました、本島診療所整備事業が完了したためです。

次の「市債」は、本島診療所整備事業が完了したことから 0 円となっております。診療所特別会計予算にかかる説明は以上でございます。

税務課の井上です。よろしくお願ひいたします。

私からは国民健康保険税の条例改正について、資料に添って説明をさせていただきます。お手元の資料 3、議事(4)の 1 概要の方をご覧ください。

国民健康保険税は、負担の上限額が定められておりますので、中間所得者層を中心とした限度額に至らない世帯については、医療費等の増加などにより、保険税負担が増加する傾向にあります。これは負担上限があるために、一定水準以上の高額所得者については、税額が頭打ちとなるため、必要な医療費等を賄っていくためには、中間層の負担が相対的に重くなるものです。

このような状況から、国においては、令和 5 年度から賦課限度額を引き上げるとともに、軽減判定所得の政令改正を予定しており、本市においても丸亀市国民健康保険税条例の一部改正を予定しているものです。

その内容ですが、2 内容の①をご覧ください。国民健康保険税は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計となりますが、それぞれの上限額を合計すると、総額で 102 万円になります。予定している改正では、このうち後期高齢者支援金分の上限額を 20 万円から 22 万円に引き上げ、総額を 104 万円とするものです。

次に②をご覧ください。国民健康保険税には世帯の所得が一定の基準額以下の場合、応益割の 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の制度があります。予定している改正では、そのうち 5 割軽減、2 割軽減について、軽減の判定に用いる所得基準額の見直しを行うものです。具体的には裏面をご覧ください。

軽減の判定に用いる基準額は、基礎控除額 43 万円と 10 万円に世帯の年金・給与所得者の数から 1 を引いた数を乗じた金額と、一定額に国保加入者等の人数を乗じた金額の合計で算出し、判定しております。

このうち 5 割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額をこれまでの 28 万 5 千円から 5 千円引き上げて 29 万円とし、2 割軽減の対象となる被保険者の数に乗すべき金額を 52 万円から 53 万 5 千円に引き上げるものです。

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。

<事務局>

議事(5)出産育児一時金の支給額の改定について、説明をさせていただきます。資料の 4 をご覧ください。概要といたしましては、出産育児一時金の支給について、丸亀市国民健康保険条例の一部を改正するものです。内容につきましては、国において社会保

障審議会医療保険部会において、子育て世帯の支援強化をうたい、出産育児一時金について、必要十分な金額設定をし、出産を躊躇させてはならないという意見を踏まえて、全国一律で 50 万円に引き上げすべきとするものです。健康保険法等に基づく保険給付として、国民健康保険被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、現在、一分娩当たり 42 万円を支給しております。内訳といたしましては、出産育児一時金が 40 万 8 千円、産科医療保障制度掛け金 1 万 2 千円を合計した 42 万円となっております。このたび、こども・子育て支援の充実として、現在、支給されている出産育児一時金を 8 万円増額し、合計で 50 万円、内訳といたしましては、出産育児一時金が 48 万 8 千円、産科医療保障制度掛金 1 万 2 千円、合計で金額を 50 万円に改定するもので、今回 3 月議会に条例の改定を出させていただいております。施行期日につきましては、議会の承認をいただいた上で、令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。

<会長>

事務局より説明がありました。この件につきまして、何かご質問、ご意見があれば、お願いいたします。ご意見ございませんか。それでは、ご意見もないようですので、議事については、これで終了いたします。

それでは、次第 6 の「その他」に移ります。事務局の方で何かありますか。

<事務局>

資料 5 をご覧ください。保険料水準の統一についてということで、香川県医務国保課国民健康保険室作成の資料に基づきましての説明となります。

1 ページをご覧ください。国の方針に基づきまして、香川県でも今後、保険料水準の統一ということで、保険料というのは国民健康保険税のことですが、上から 3 段目の枠に、目指すべき目標として、「同一所得・同一世帯構成であれば、県内どこの市町に住所を有していても、同一料率・同一料額となる状態を目指す」こととして、現在協議を進めております。

2 ページにはメリット、デメリットの記載と、3 ページに今後の統一に向けた段階的な取り組みとして、第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階、最終目標は保険料の統一になりますが、4 ページにはロードマップ（たたき台）の記載をしております。4 ページの最終目標といたしましては、令和 18 年度に完全統一に向けて、県と市町が協議を進めていくことになっております。

今年度及び令和 5 年度は、検討段階ではありますが、今後、具体的なものが県から示されることになりましたら、進捗状況などについて、随時、運営協議会でも報告させていただく予定としております。よろしく願いいたします。

<会長>

この件につきまして、何かご意見等はありませんか。よろしいでしょうか。

1つだけ私の方から質問させていただきます。さっき保険税の限度額の話がありましたが、最初に102万円を104万円にする話、たぶん該当者は少ないと思いますが、これは試算はしておりますか。

<事務局>

税務課の方で、令和4年度データによる影響世帯数とかを概算では出しておりまして、概ね30世帯くらいと考えております。

<会長>

それと併せて、軽減判定の所得も5千円上がっていますが、これについての人数はだいたいどれくらい該当者がおるんですか。

<事務局>

こちらにつきましても、令和4年度のデータを基にしたものになりますが、概ね60世帯ということで考えております。

<会長>

あまり大きい影響はなさそうですね。他にご質問ございませんか。

<事務局>

先ほどの補足になりますが、丸亀市の国民健康保険の世帯数は14,000世帯ほどですので、そのうちの30世帯、60世帯ということになります。

<会長>

ありがとうございました。

他にご意見もないようですので、これで本日の運営協議会を終了したいと思います。

長時間に渡りまして、ご協議いただき、ありがとうございました。

〔7〕閉会